

新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ

No.36 令和4年3月6日発行 洞爺湖町新型コロナウイルス対策本部

北海道全域の

「まん延防止等重点措置」が再延長されます。

期間 3月21日(月)まで 《3月7日(月)から再延長》

【町民の皆さんへ】

全道の新規感染者数は、減少傾向が続いていますが、現在もすべての振興局管内での感染が確認されています。直近1週間においても1日平均2千人を超え、3月1日には、道内で感染性がより高いオミクロン株の派生株「BA.2」の感染事例が初めて確認されました。

全道の療養者数も2月12日以降、減少傾向が継続していますが、病床使用率は増減しながら、高止まりの状況が続いています。

今後、就職や卒業・進学等に伴う人の移動や会食機会の増加など、感染リスクの高まる時期を迎えますが、引き続き、感染拡大の防止に向け、以下の「行動のポイント」実践による予防対策の徹底をお願いします。

行動のポイント

特措法第24条第9項に基づく道民の皆様等に対する北海道からの協力要請

①日常生活において

- ◆「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスク着用」、「手指消毒」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。
- ◆発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、かかりつけ医や診療・検査医療機関を受診する。
- ◆ワクチン接種の有無にかかわらず、感染に不安を感じる無症状の道民の方は検査を受ける。

②特に外出の際は

- ◆混雑している場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控える。
- ◆普段会わない方や重症化リスクの高い方と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。
- ◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。

③特に飲食の際は

- ◆営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等の利用を控える。
- ◆北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し、感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。
- ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。
- ◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。特に普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底する。